

## 陸上自衛隊自衛官候補生による発砲事案調査報告書

## 1 事案の概要（階級・年齢は当時）

令和5年6月14日（水）、陸上自衛隊日野基本射撃場（岐阜県岐阜市）（以下、射撃場）において、陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊は、新隊員教育隊の実弾射撃訓練を実施していた。

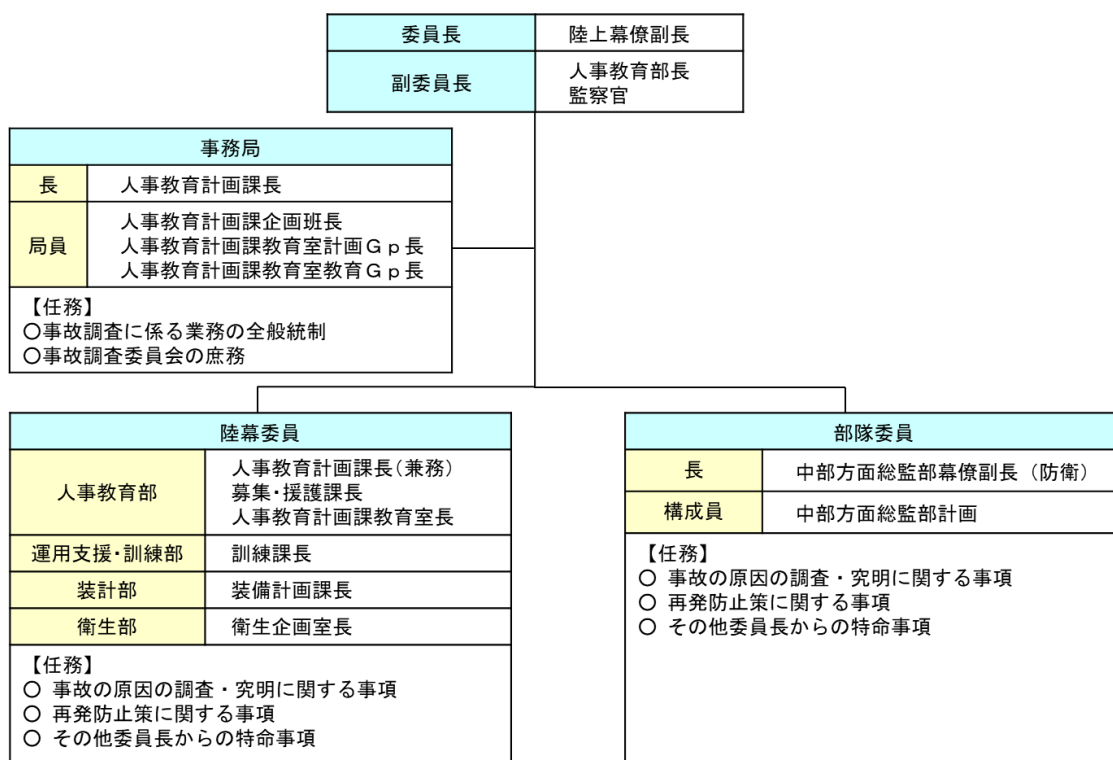
この射撃訓練中、射手である同部隊所属の自衛官候補生 渡邊直杜（わたなべ なおと）18歳（以下、当該新隊員）は、射撃訓練前の準備位置（以下、準備線）において、射手を統制する交代係（A3等陸曹）と、射撃場内の弾薬交付所において弾薬を管理する弾薬係2名（B1等陸曹・C3等陸曹）の合計3名に対し、自らが使用する89式5.56mm小銃（以下、小銃）を向けて発砲し、このうち2名の隊員が死亡し、1名が重傷を負った。

装備品		主要性能	
	口径	5.56mm	
	全長	920mm	
	重量	3.5kg	
	弾倉	20発弾倉、 30発弾倉	
	納入	平成元年度	
製作	豊和工業		

<図①：89式5.56mm小銃の概要>

同日、陸上幕僚副長を長とした「陸上自衛隊自衛官候補生による発砲事案調査委員会」（以下、調査委員会）を立ち上げるとともに、第1回調査委員会を実施した。

その後、令和5年7月に第2回調査委員会を、同年8月に第3回調査委員会を、令和6年3月に第4回調査委員会を実施した。



＜図②：陸上自衛隊自衛官候補生による発砲事案調査委員会の構成＞

今般の事案は、武器を扱う組織として、決してあってはならないものであり、引き続き、陸上自衛隊として安全管理の徹底に全力で取り組む所存である。

## 2 事案発生後の対応

- 陸上自衛隊は、今般の事案を受けて、全ての部隊等に対し、火器の実弾射撃及び爆破を一時中止させた。その上で、安全点検、安全教育等を実施させ、これを完了した部隊等から逐次再開させた。
- 陸上幕僚監部、中部方面総監部及び第10師団は、今般の事案を受けて、隊員のメンタルヘルス対策を目的とした「アフターケアチーム」を設置し、当該新隊員を除く、新隊員教育隊の隊員に対し、複数回のカウンセリング等のメンタルヘルス対策を実施した。
- 死亡した2名の隊員は、令和5年6月14日(水)付で1階級特別昇任した。

- 令和5年7月23日（日）、第10師団長は、死亡した2名の隊員の葬送式を執り行った。
- 令和5年8月10日（木）、陸上自衛隊は、同月下旬に新隊員が入隊することを踏まえ、新隊員等（※）を対象として、射撃訓練の安全管理に係る当面の措置を通達した。
  - （※）対象とする新隊員等
    - 自衛官候補生
    - 一般陸曹候補生（前期）
    - 高等工科学校生徒
    - 幹部候補生学校一般幹部候補生（BU）
    - 医科・歯科幹部候補生
    - 看護科幹部候補生
    - 予備自衛官補（一般・技能）
- 令和5年9月20日（水）、第35普通科連隊長は、当該新隊員を懲戒処分（処分量定：免職）とした。

### **3 事案発生に至る状況（階級は当時）**

当日、射撃場にいた隊員からの聞き取り等によると、事案発生に至る状況は、次のとおりである。

- 令和5年6月14日（水）、当該新隊員を含む新隊員教育隊の主力部隊は、守山駐屯地の武器庫から搬出した小銃（弾倉を含む）を車両に搭載し、午前6時30分頃守山駐屯地を出発し、午前8時10分頃射撃場に到着した。
- 午前8時37分頃、射撃場を管理する部隊（以下、射場勤務部隊）の隊員（以下、射場勤務員）が、これから開始する射撃訓練について、参加する隊員に対し、安全教育を実施した。

- 射撃は、午前9時00分から午後3時00分までの間、計画されていた。全10個の射手のグループ（以下、射群。1個射群あたりの射手4～8名）を構成し、射撃場内の東側と西側2箇所の各エリア（以下、東ドーム、西ドーム）において、東ドーム2～4名、西ドーム2～4名に分かれ、射群に振られた番号の小さい順、第1射群の射手から実弾射撃を実施する計画であった。
- 午前9時00分頃、当該新隊員を含む西ドームの第2射群の射手4名は、統制する交代係（A3等陸曹）の号令に従い、射撃準備のため、自らが使用する小銃及び弾倉を携行し、射撃位置（以下、射座）手前にある準備線に整列した。
- 当該新隊員は、この準備線に整列し、弾薬の交付を受けた後、交代係（A3等陸曹）と、射撃場内の弾薬交付所において弾薬を管理する弾薬係2名（B1等陸曹・C3等陸曹）の合計3名に対し、自らが使用する小銃を向け発砲し、このうち2名の隊員が死亡し、1名が重傷を負った。

#### 4 事案の背景及びその評価

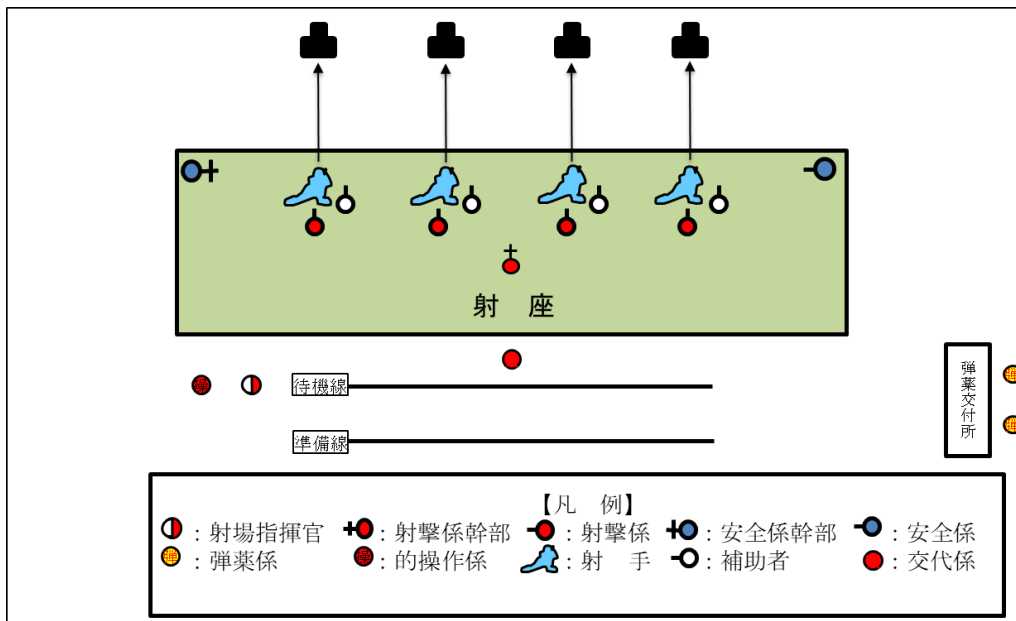
##### 【部隊編成・服務指導体制】

- 当該新隊員が所属する新隊員教育隊は、第35普通科連隊において、新たに入隊した自衛官候補生の教育訓練を行うために一時的に編成した部隊であり、教育隊長の下、3個区隊から構成され、1個区隊あたり5個班の編成であった。
- 区隊の1個班あたり、服務指導を担当する自衛官2名が配置されており、全15個班では72名の自衛官候補生の服務指導を行っていた。当該新隊員が所属する第1区隊第1班は、日々の隊務及び生活において、当該新隊員に対する服務指導を担当していた。
- 被害にあった3名の隊員（A、B、C）は、当該新隊員に対し、直接指導を行う関係性になく、落ち度は認められない。

- (評価) 部隊編成・服務指導体制は、適切であったものの、射撃訓練中に同じ部隊の仲間に向けて発砲する自衛官候補生がいるとは想定しておらず、結果として、「銃を人に向け、引き金を引く」という特異な行動を、阻止するには至らなかったため、このような不測の事態までを考慮した服務指導の在り方を検討すべきである。

【射撃の安全管理に係る態勢】

- 第35普通科連隊は、令和5年5月15日(月)付の射撃訓練の命令をもって、第35普通科連隊の中に射場勤務部隊を一時的に編成した。この命令は、陸上自衛隊の教範に整合した射場勤務員の任務、配置等を命じており、事案当日においても、射場勤務員の実配置は適切であった。



<図③：射撃場における勤務員配置の一例>

- 令和5年4月8日(土)、新隊員教育隊は、自衛官候補生の入隊式後、引き続き、自衛官候補生一人一人に銃を貸与する「武器貸与式」を実施し、教育隊長は、「銃を貸与された重責、強く健全であることへの必要性と重要性をしっかりと認識」し、「自衛官に求められる心構えを涵養」するよう訓示した。
- 令和5年4月19日(水)、第35普通科連隊は、当該新隊員を含む新隊員教育隊の隊員に対し、射撃訓練の安全管理に係る教育を実施した。

- 令和5年5月2日（火）、教育隊長は「災害派遣」の課目において、同月22日（月）、新隊員教育隊の教官は「我が国の防衛」の課目において、自衛官候補生に対し、自衛隊の任務に係る教育を、理解が容易になるよう具体的な事例を用いて教育した。
- 令和5年5月8日（月）、同月31日（水）、同年6月2日（金）、新隊員教育隊の教官は「自衛隊法」の課目において、自衛官候補生に対し、武器を取り扱うにあたり留意すべき事項について教育した。
- 射撃訓練前日の令和5年6月13日（火）、第35普通科連隊は、射場勤務員に対し、安全管理を含めた射撃に係る認識統一を図った。
- 射撃訓練当日の令和5年6月14日（水）、射撃場において、射場勤務員が、当該新隊員を含む射撃訓練に参加する隊員に対し、射撃に係る安全教育を実施した。なお、この安全教育には、不測事態への対処として、射場勤務員が射手を直接制止できる教育は含まれていなかった。
- （評価）第35普通科連隊は、自衛官候補生の射撃の安全管理について、適切な態勢を整え、銃を扱う上での安全管理、心構え等に係る教育を適切に実施していたものの、結果として、当該新隊員に対しては、武器を扱う上での命令への絶対的な服従心、武器を持つことの重要性の自覚と心構えを涵養することができなかった。また、不測事態が発生したものの、射撃訓練当日の安全教育では、射場勤務員が直接制止できなかった。

#### 【小銃及び弾薬の管理】

- 射撃訓練以前、小銃は守山駐屯地の武器庫において、弾薬は同駐屯地の弾薬庫において、関係規則に基づき、適切に管理されていた。また、弾薬は射撃場に設置した弾薬交付所において、陸上自衛隊の教範に整合した命令に基づき、弾薬を管理する任務等を命じられた弾薬係により、適切に管理されていた。
- 当該新隊員が使用した小銃及び弾倉は、関係規則に基づく整備が適切に実施されており、それらには不発射、暴発等の不具合はなかった。

- 当該新隊員が使用した弾薬と同じロットの弾薬には、不発射、暴発等の不具合はなかった。
- 射場勤務部隊は、計画どおり、射手が準備線にいる段階において弾薬を交付した。
- （評価）小銃及び弾薬は、適切に管理されていたものの、射手が準備線にいる段階において弾薬を交付しており、結果として、当該新隊員が発砲行為に至るまでの猶予を与えており、射手に弾薬を交付する手順、射手の手元に小銃及び弾薬が揃うタイミング等を見直す必要がある。

#### 【救急処置】

- 射場勤務部隊は、救急処置の能力がある救護員を配置しており、今般の事案においては、適切な救急処置を実施していた。
- 射場勤務部隊は、死傷した3名の受傷状況を踏まえ、自衛隊の車両による搬送ではなく、岐阜中消防署の救急車を遅滞なく要請して対処した。
- 射場勤務部隊は、救護用医療のうを携行しており、AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）は携行していなかった。なお、今般の事案の救護は、AEDの使用を要するものではなく、関係規則は、AEDの携行を義務づけていない。
- （評価）救急処置は、関係規則に基づき、適切であった。今般の事案の救護は、AEDの使用を要するものではなかったものの、今後は様々な事態を想定し、これまで部隊ごとの判断に委ねていたAED設置の数量及び携行基準の策定について、改善が必要である。

## 5 事案の原因

新隊員教育隊は、現行の制度、関係規則及び教範に基づき、適切に自衛官候補生の管理、服務指導、射撃訓練の計画、事案発生後の対応等を実施していたものの、結果として、武器を持つことの重要性の自覚と心構えが、当該新隊員に涵養されておらず、加えて射場勤務員も、同じ部隊の仲間に向けて発砲する自衛官候補生がいるという不測の事態を想定していなかったため、射撃訓練中に「銃を人に向け、引き金を引く」という当該新隊員の特異な行動を止めることができなかった。

射場勤務部隊は、計画どおり、当該新隊員が準備線にいる段階において弾薬を交付したが、結果として、射手、小銃及び弾薬の物理的な隔離がされておらず、これにより、当該新隊員が発砲行為に至るまでの猶予を与えてしまった。加えて、当該新隊員による発砲行為を防ぐため、当該新隊員の行為を直接制止できなかった。

## 6 再発防止策

今後、新隊員等の教育課程等においては、未然防止及び確実な対応が実施できるよう、最大限、安全管理を徹底しなければならない。再発防止策は、陸上自衛隊の全ての新隊員等の射撃訓練を対象とする。

### 再発防止策① 教育の徹底

新隊員等に対する教育（武器を扱う上での命令に対する絶対的な服従心、武器を持つ重要性の自覚及び心構え）を徹底することにより、射撃訓練中に「銃を人に向け、引き金を引く」という意図を、新隊員等に持たせない。

加えて、陸上自衛隊として、このような事案を二度と起こさないという覚悟を持つため、新隊員等に限らず、全ての隊員にこの教育を徹底する。



## 再発防止策② 服務指導体制の見直し

新隊員等の教育部隊において、新隊員等と常に接し、服務指導を担当する区隊長及び各班の自衛官2名とは別に、教育隊長直属の「服務指導補助者」を複数名配置する。「服務指導補助者」は、区隊を横断して新隊員等を客観的に把握し、教育隊長を服務指導の面から補佐する。

また、入隊後から射撃直前までの期間において、新隊員等の表情や言動から、緊張の表出、健康の不良等を確認した場合、その新隊員等の射撃を中止する。

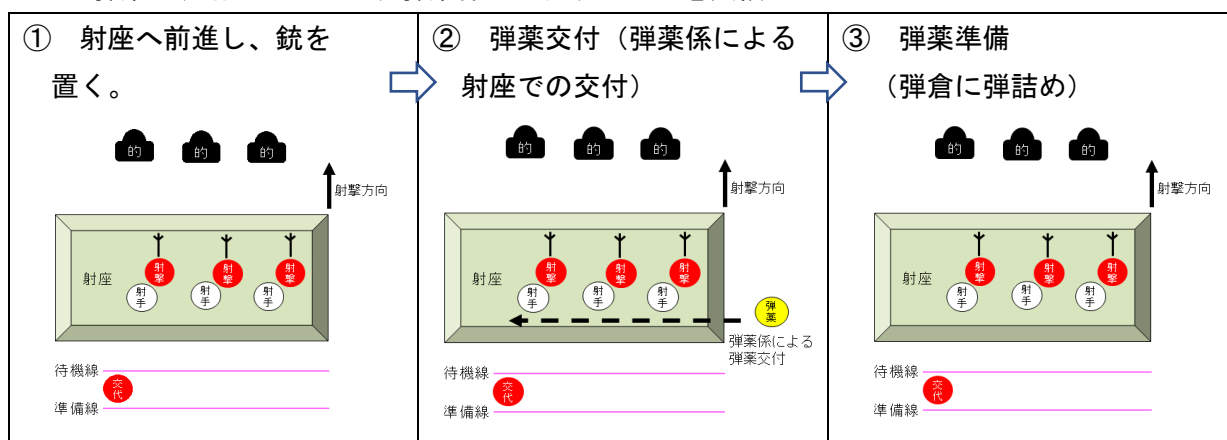
加えて、陸上自衛隊として、このような事案を二度と起こさないという覚悟を持つため、新隊員等の教育部隊に限らず、全ての部隊等において指揮官直属の「服務指導補助者」を配置し、被指導者を客観的に把握する。

### 再発防止策③ 弾薬交付要領の見直し

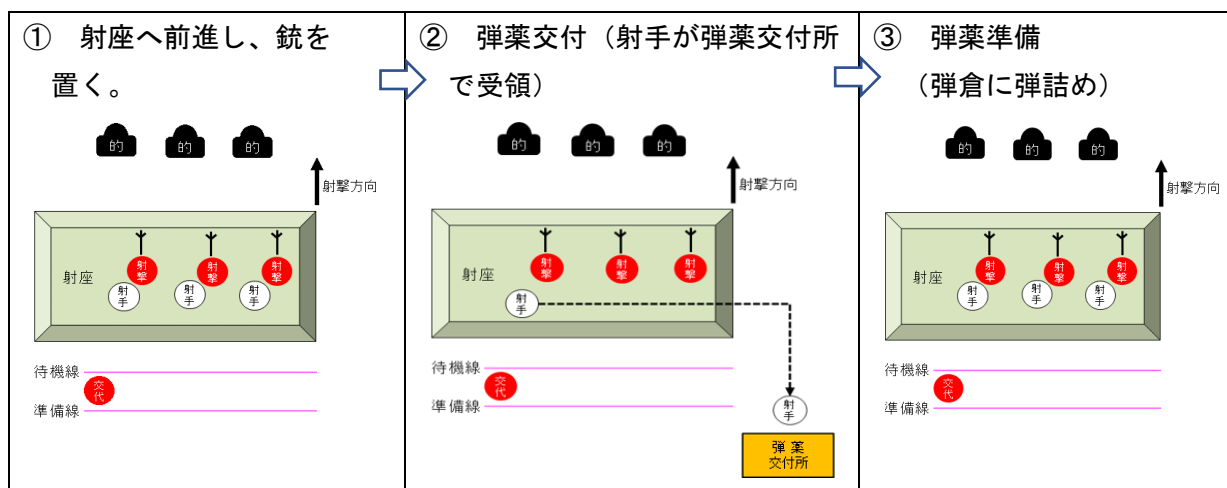
新隊員等の射撃訓練においては、小銃と弾薬が、射手の手元に同時に存在する時間を局限する。

- I 弾薬は、射座において、弾薬係が交付するものを受領
  - II 弾薬は、射座に小銃を置いたまま、射手が弾薬交付所に前進して、弾薬係から受領
- のいずれかの要領により、弾薬を受領する。

#### I 弾薬は、射座において、弾薬係が交付するものを受領



#### II 弾薬は、射座に小銃を置いたまま、射手が弾薬交付所に前進して、弾薬係から受領



<図④：新隊員等の射撃訓練における弾薬交付要領>

加えて、新隊員等以外が実施する射撃訓練においても、陸上自衛隊として、このような事案を二度と起こさないという覚悟の下、射撃場を統制する射撃場指揮官に従い、それぞれの射撃訓練及び射撃場の特性に応じた最も適切な弾薬交付要領により、射撃訓練を実施する。

#### 再発防止策④ 不測事態における直接制止

射座において、新隊員等が、弾薬を装填した小銃の銃口を他の隊員に向けてる等の不測事態が発生した際に、射場勤務員が、新隊員等の行為を直接制止できるよう教育する。例えば、銃口を強制的に安全な方向に維持する、射手の行動を止めて小銃を確保する等の具体的な対処要領を教育する。

加えて、陸上自衛隊として、このような事案を二度と起こさないという覚悟を持つため、新隊員等の射撃訓練に限らず、全ての射撃訓練を対象として、不測事態において、射手の行為を直接制止できるよう教育する。

#### 7 その他

##### 衛生救護態勢（AED）

今後は様々な事態を想定し、これまで部隊ごとの判断に委ねていた陸上自衛隊の教育訓練におけるAEDの携行について基準を策定し、AEDが不足している駐屯地等には速やかに増設し、必要な態勢を整備する。